

農耕車両をお持ちの方へー登録・廃車申告のお願いー

農耕作業用自動車には軽自動車税が課税されます

農耕作業用自動車を取得したときは、軽自動車税の課税対象車両として登録が義務付けられていますので、速やかに手続きをしてください。なお、現在所有してまだ登録していない車両がある場合も、お手続きをお願いします。

また、車両を処分したり所有者を変更したときも手続きが必要です。そのまま登録しておくといつまでも軽自動車税がかかってしまいますので、忘れずに手続きをしてください。(廃車手続きが4月1日を過ぎると、その年度については課税されます。)

このような車両に課税されます

登録を必要とする 農耕作業用自動車	軽自動車税額	標識 (ナンバープレート)
トラクター、コンバイン、耕運機 など	1,200円/1台(年税)	緑色
* 耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)が無い場合は、登録の必要はありません。 * 公道を走らなくても、走行可能な車両であれば課税されます。 * 現在使用していなくても、使用可能な車両を所有していれば課税されます。(使用しない場合は、車両を処分したうえで廃車の手続きをしてください。)	毎年4月1日現在の所有者に対して課税され、5月に納付書をお送りします。	申告受付時に交付しますので、車両後方の見やすい箇所に取り付けてください。

こんなときに手続きが必要です

内容	手続き	必要なもの
・車両を購入したとき ・車両を買い替えたとき (旧車両については廃車の手続きが必要です。) ・車両を他の人から譲り受けたとき	登録	車台番号等が分かるもの(自賠責保険証明書、販売証明書など)、譲り受けたときは譲渡証明書、印鑑
・家族内で所有者を変更するとき(所有者が死亡したときなど)	名義変更	印鑑
・車両を処分したとき ・車両を他の人へ譲り渡したとき	廃車	ナンバープレート、印鑑

お問い合わせ先 税務課 課税係 電話 2 6 - 9 1 1 8